

Newsletter

A Quarterly Update of Korean IP Law & Policy

MAY 2019

PATENT

- ・ 2019年、韓国特許庁の注目する制度
- ・ 韓国の知識財産権出願及び特許取消申請の現況
- ・ 均等範囲の判断要素のうち、
「課題の解決原理の同一性」をどのように把握するか
- ・ デザイン権者が侵害製品製造者と取引先に
警告状を発送した行為が不法行為に該当すると判断した事例
- ・ 「OKETANI」「오케타니」は登録無効、ならば「桶谷」は？

2019年、韓国特許庁の注目する制度

弁理士 吳賢植

特別司法警察取り締まり範囲の拡大

知識財産侵害犯罪の根絶のために特許庁が直接、特許・営業秘密・デザイン侵害犯罪を捜査し、取締りもできるようになった。2019年3月19日から施行され、いわゆる「贋物」などの商標権侵害事件にのみ限定されていた特許庁特別司法警察の捜査管轄を特許・営業秘密・デザイン侵害にまで大幅に拡大した。

特別司法警察制度とは、行政機関が一般警察よりさらに効率的に処理できる専門分野の犯罪や特定の空間で発生する犯罪を行政公務員が直接捜査することができるように警察と同じ法的権限を付与する制度である。

法務部の統計によると、特許・営業秘密・デザイン侵害の犯罪は毎年1000件以上発生しているが、専門性を持っている特許庁が迅速且つ正確に事件を解決することにより、侵害にあった企業の被害を効果的に救済することが期待される。知識財産侵害犯罪に対する告訴、告発は特別司法警察業務を担当する特許庁産業財産調査課であることができる

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
特許法違反 事件数	379	354	409	367	310

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
デザイン保護法 違反事件数	485	335	305	307	369
営業秘密漏洩 事件数	336	333	391	383	368
合計	1200	1022	1105	1057	1047

特許審判における国選代理人の選任制度の導入

知識財産保護に脆弱な社会的・経済的弱者を対象に特許審判での国選代理人の選任を支援し、国選代理人選任当事者の審判手数料を減免する制度が2019年7月9日付で施行される。

小企業、大企業と紛争中の中企業、若手起業家、障がい者などの社会的・経済的弱者は高額な費用が伴う知識財産紛争の対応が困難で、代理人のいない社会的・経済的弱者の審判事件数は、最近5年間で約370件余りに達する。

国選代理人は当事者の申請によって弁理士法第5条第1項により登録された弁理士を対象に審判院長が選任することができ、選任された国選代理人は業務を遂行することができない正当な事由がある場合、辞任申請も可能である。

高品質審査・審判サービス提供のための4次産業革命対応「審査インフラ革新」の推進

韓国特許庁は今年、審査審判関連の重点事業として、4次産業革命技術に最適化された専門担当審査組織の新設を推進し、審査組織を改編して核心技術分野で強い特許を確保するための支援をする予定である。融合・複合技術分野は多様な技術が関連して技術革新の速度が速いため、別途の審査基準及び迅速な審査支援が要求される分野である。

また、超融合、超連結の特性を考慮し、単独審査の限界を補完するために関連技術分野審査官3人による3人協議審査を実施する予定であるが、特に新薬生産にAIを適用したり、交通システムにIoTを適用するなどの融合・複合技術は協業審査が必須である。

さらに、4次産業革命技術関連の新特許分類体系を拡大して革新成長動力技術分類体系と連係して審査正確性の向上及びR&D効率化を計画中であり、新特許分類技術に対して優先審査を拡大し、新規・融合・複合商品・物品に対する商標・デザイン審査体系も整備する予定である。

韓国の知識財産権出願及び特許取消申請の現況

弁理士 金鎮伯

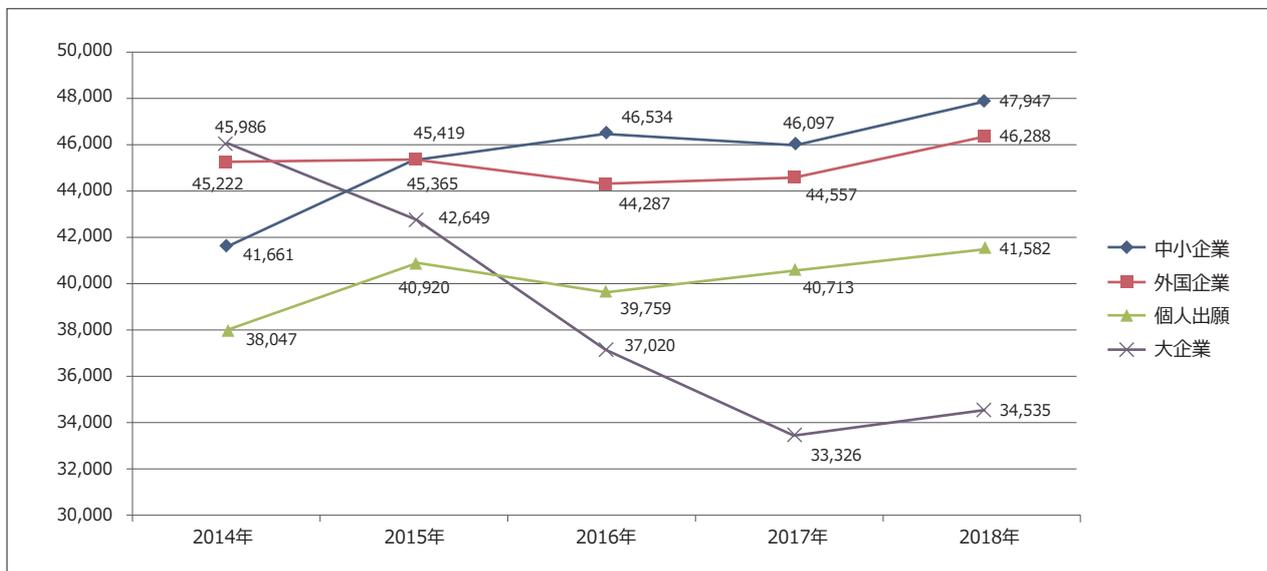
2018年の知識財産権出願現況

韓国特許庁の発表によると、2018年の特許、実用新案、デザイン、商標など知識財産権の出願は、前年比4.9%増加した合計480,245件で、史上最高値を更新した。

<知識財産権権利別出願件数(最近5年)>単位:件、%

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	増減率
特許	210,292	213,694	208,830	204,775	209,992	2.5%増
実用新案	9,184	8,711	7,767	6,809	6,232	8.5%減
デザイン	64,413	67,954	65,643	63,453	63,680	0.4%増
商標	160,663	185,443	181,606	182,918	200,341	9.5%増
合計	444,552	475,802	463,846	457,955	480,245	4.9%増

権利別に見ると、特許出願は前年比2.5%増加し、特に商標出願が9.5%と前年に比べ大幅に増加し、知識財産権出願史上、最高値を牽引したと見られる。



特許関連の出願人の類型別では、2015年以降、中小企業(22.8%)が最も高い占有率を占めており、続いて外国企業(22.0%)、個人(19.8%)、大企業(16.4%)、大学・公共研究機関(12.9%)などの順。2014年から減少し続けていた大企業の特許出願件数が前年比で3.6%増加した。

2018年上位特許出願人の現況(韓国企業)

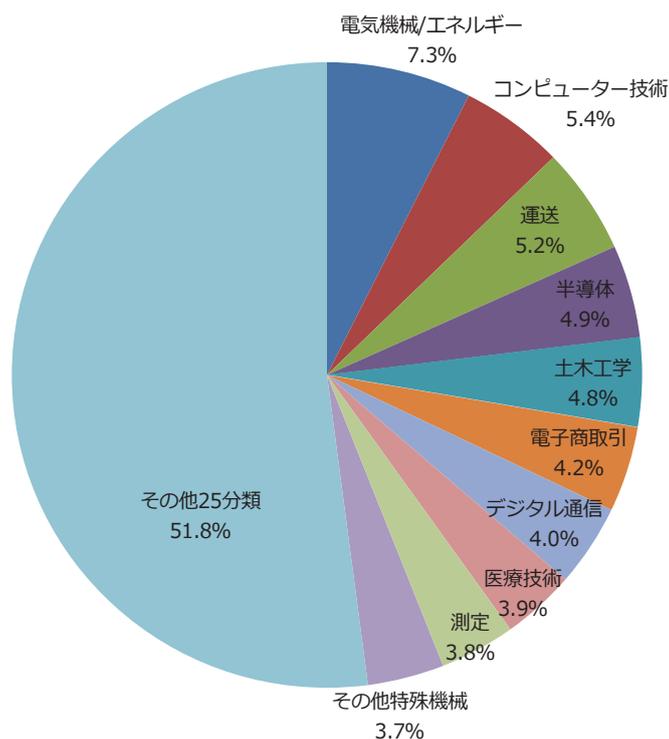
順位	企業名	出願件数(前年)	順位	企業名	出願件数(前年)
1	サムスン電子	5,761 (5,471)	6	サムスンディスプレイ	1,848 (1,220)
2	LG電子	4,558 (3,405)	7	LGディスプレイ	1,525 (1,924)
3	LG化学	4,169 (3,635)	8	POSCO	1,321 (1,514)
4	現代自動車	2,680 (2,909)	9	韓国科学技術院(KAIST)	966 (969)
5	韓国電子通信研究院(ETRI)	1,892 (2,064)	10	SK Hynix	960 (794)

2018年上位特許出願人の現況(外国企業)

	企業名	出願件数(前年)		企業名	出願件数(前年)
1	クアルコム	862 (1,083)	6	台湾セミコンダクター・マニファクチャリング	383 (347)
2	東京エレクトロン	531 (456)	7	半導体エネルギー研究所	373 (377)
3	ファーウェイ	501 (608)	8	トヨタ自動車	371 (295)
4	キヤノン	487 (423)	9	住友化学	362 (326)
5	アプライドマテリアルズ	424 (391)	10	ソニー	356 (325)

韓国企業のうちでは特にLG電子、LG化学の特許出願がそれぞれ前年比33.8%、14.7%増加した。一方、LGディスプレイは前年比で20.7%減少したのに反し、サムスンディスプレイは前年比で51.4%も増加した。

外国企業の場合、上位出願人10社のうち日本企業が6社を占め、前年に比べ特許出願も増加したところが多かった。また、半導体及び半導体装置関連の外国企業の出願の割合が大きいことも分かる。



国際特許分類(IPC)による技術分野別の出願現況を見ると、電気機械/エネルギー分野(7.3%)、コンピュータ技術(5.4%)、運送(5.2%)、半導体(4.9%)、土木工学(4.8%)の順である。このうち、電気機械/エネルギー分野は2015年以降、多少減少傾向にあったが、土木工学及びデジタル通信分野の出願が毎年増加し、2014年に比べ各々33.7%、24.8%増加したことが分かる。

特許取消申請制度の状況

2017年3月から施行された特許取消申請制度が導入されて、2年が過ぎた。特許庁では特許取消申請制度の運用状況を発表したが、具体的に見ると以下の通り。

	1年目 (2017.3~2018.2)	2年目 (2018.3~2019.2)	3年目 (2019.3)	合計
申請件数	134件	144件	9件	287件 ¹

2019年3月末基準で、全体申請件数のうち41%に該当する117件が処理され、平均所要期間は約9.4ヶ月要した。処理件数の具体的な内訳は次の通り。

申請件数	処理件数	取消意見提出通知なく棄却(特許維持)	取消意見提出通知あり		却下	取下	無効処分
			認容 (特許取消)	棄却 (特許維持)			
287	117	51	31	22	4	7	2

現在まで処理された117件中31件が認容され、認容率(特許取消率)は26.4%である。

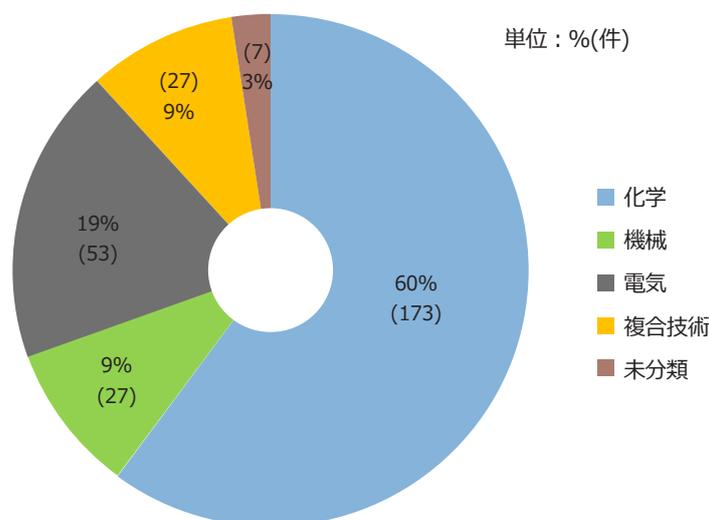
これは無効審判の2018年認容率(46.3%)と比べてみると取消申請の認容率は相対的に低くはあるが、新規性・進歩性の違反、または、先願・拡大先願の違反の制限された理由に対してのみ特許取消申請が可能であるという点、申請人の積極的な介入が制限される取消申請制度の特異な点を考慮する必要がある。

一方、117件の処理件数のうち審判部から特許権者に取消意見提出通知が出された件は53件で、同通知があった場合には58.5%の認容率(特許取消率)が見られた。従って、取消意見提出通知があった場合に特許権者は訂正請求と技術説明会を通じた対応が実務的に重要だと言える。

特許取消申請の場合、申請人の利害関係を必要としないため、約90%の申請人が個人名義で取消申請をした。一方、被申請人である特許権者は外国企業が約60%を占め、外国企業特許に対する取消申請が活発だという点が特徴である。

また、技術分野別では、化学分野が60%、電気・電子分野が19%、機械分野が9%、複合技術分野が9%を占め、特に外国企業の特許が多い化学分野で最も多くの取消申請がなされた。

技術分野別分類(合計287件)



¹ 参考までに、当所で代理している特許取消申請事件の場合、現在まで代理件数は85件である。このうち、特許権者代理件数が77件で、特許維持に成功した割合は86.5%に達する。

特許取消申請制度の手続き上の留意点

特許取消申請件は通常、書面審理を基礎にするが、特許権者と申請人共に審判部に技術説明会の開催を要請することができるという点に留意しなければならない。実際に多くの事件で技術説明会が行われ、特許取消申請は特許権者と特許審判院の間の一方的な手続きであるにもかかわらず、両当事者共に出席して技術説明会が行われた事例もある。

従って、技術説明会を活用して申請人の立場からは特許取消申請書の提出後、審判部にその内容を説明したり、特許権者の立場からは取消意見提出通知に対する意見書及び訂正請求書の提出前または提出後に審判官に特許性を釈明することが事件を成功裏に導くのに重要だと言える。

また、審判部との面談が実施された場合、これを基に特許権者は追加書面の提出が可能で、申請人が追加書面の提出を要請して受け入れられた事例もある。

なお、特許取消申請に対する認容決定が下された場合、韓国特許法上、取消申請に対する特許審判院の決定が確定するまでは別途の訂正審判を請求することはできない。従って、取消申請に対して特許審判院の認容決定後、特許法院に従わない場合、訂正審判を追加で提起できないので、取消意見提出通知への対応時、訂正請求が事実上最後の機会であるため、訂正請求前に十分な考慮が必要がある。

均等範囲の判断要素のうち、「課題の解決原理の同一性」をどのように把握するか

弁理士 徐源大

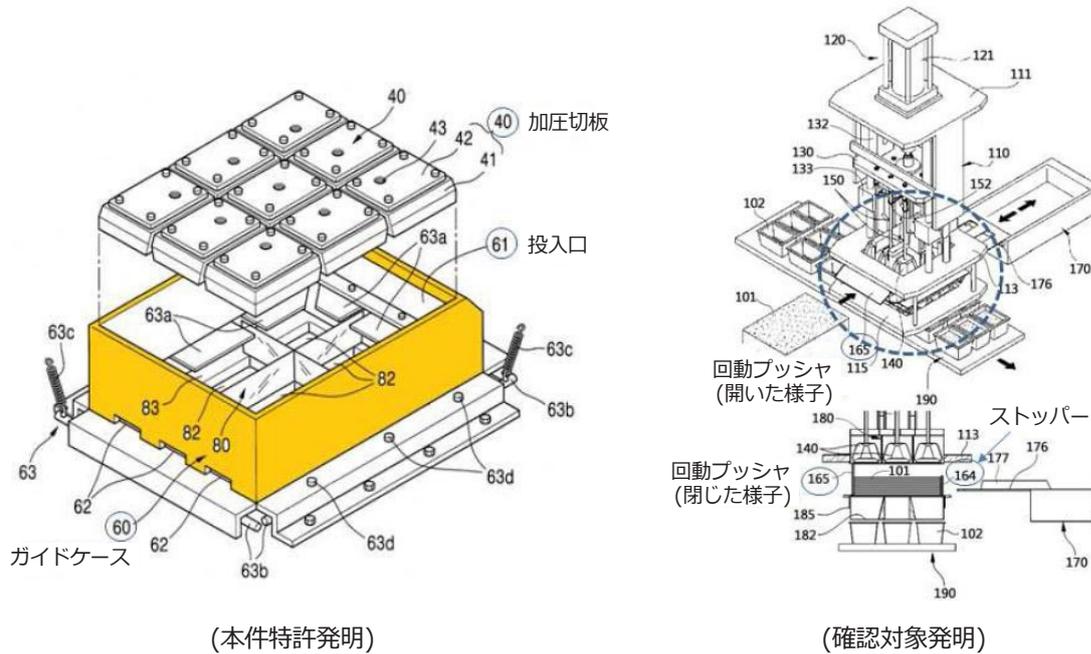
原告は2015年4月14日、特許審判院に被告(特許権者)を相手取り、「確認対象発明は登録特許第515442号(以下、「本件特許発明」)の権利範囲に属さない」という趣旨で消極的権利範囲審判を請求し、特許審判院は2015年10月22日に、確認対象発明は本件特許発明の請求項1(以下、「本件第1項発明」)と均等関係にあるので本件第1項発明の権利範囲に属するという理由で審判請求を棄却する審決をした。

原告は2015年11月20日、特許法院に棄却審決に対する審決取消の訴え(原審)を提起し、特許法院は2017年1月20日に確認対象発明が本件第1項発明と均等関係にあることを認めて棄却する判決をした。原告は特許法院の判決を不服とし、大法院に上告した。(大法院2019.1.31.言渡し2017フ424判決)

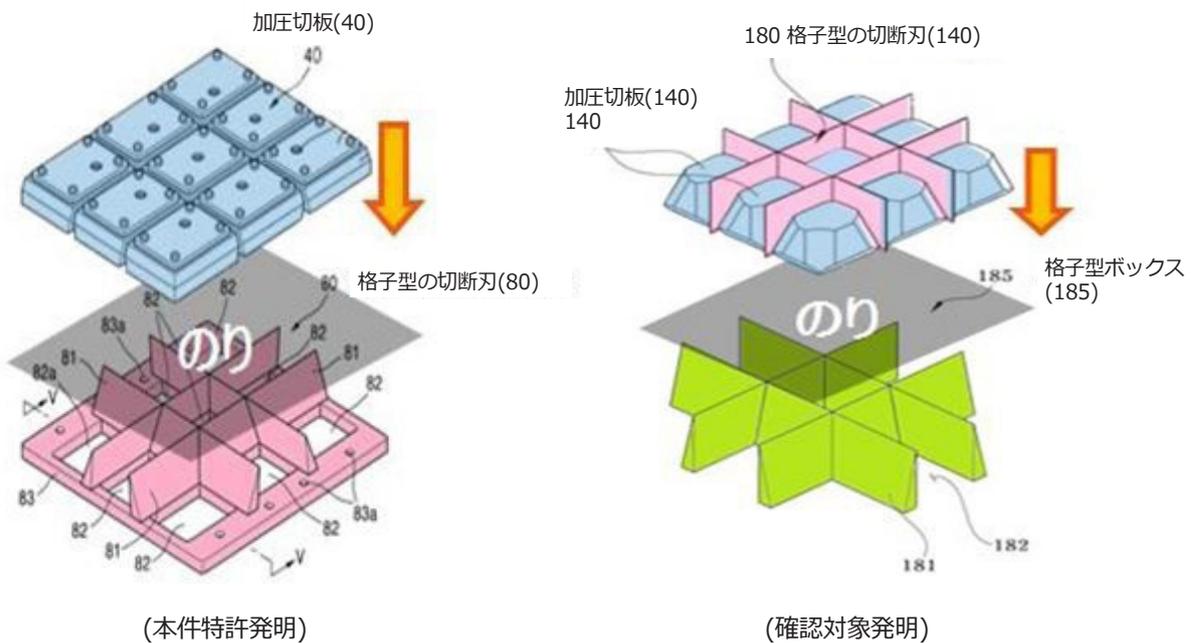
事実関係

(1)原審では本件第1項発明の構成要素6[ガイドケース(60)]と構成要素7[格子型の切断刃(80)]とが確認対象発明の「引入作動ユニット(170)、回動プッシャ(165)、棒状のストッパー(164)」と「格子型の切断刃(180)、格子型ボックス(185)」とは同一でないという認定下において、均等関係の判断における課題の解決原理の同一性の該否が主要な争点になった。

[本件第1項発明の「構成要素6」と確認対象発明の「構成要素6の対応構成」を示した図面]



[本件第1項発明の「構成要素6」と確認対象発明の「構成要素6の対応構成」を示した図面]



大法院の判断

1. 法理

確認対象発明と特許発明の「課題の解決原理が同一か」を判断する時には特許請求範囲に記載された構成の一部を形式的に抽出するのではなく、明細書に書かれた発明の詳細な説明の記載と出願当時の公知技術などを参酌して先行技術と比べてみる時、特許発明に特有な解決手段が基礎とする技術思想の核心が何であるかを実質的に探求して判断しなければならない(大法院2014.7.24.言渡し2012フ1132判決参照)。特許法が保護しようとする特許発明の実質的価値は先行技術で解決されなかった技術課題を特許発明が解決して技術発展に寄与したところにあるので、確認対象発明の変更された構成要素が特許発明の対応する

構成要素と均等であるかを判断する時も特許発明特有の課題の解決原理を考慮する。そして特許発明の課題の解決原理を把握する時、発明の詳細な説明の記載だけでなく出願当時の公知技術などまでを参酌するのは、先行技術全体との関係において特許発明が技術発展に寄与した程度により特許発明の実質的価値を客観的に把握して、それに適した保護をするためである。

従って、このような先行技術を参酌して特許発明が技術発展に寄与した程度によって特許発明の課題の解決原理をどの程度、広くまたは狭く把握するのかを決めなければならない。ただし、発明の詳細な説明に記載されていない公知技術を根拠として、発明の詳細な説明から把握される技術思想の核心を除いたまま、他の技術思想を技術思想の核心として置き換えてはならない。

2. 課題の解決の同一性に対する判断

本件特許発明の詳細な説明には「従来は包装容器の各収納空間の間にある間隔だけ、切断されたそれぞれの積層海苔の間を広げておく構造を提示することができなかったが、積層海苔を押す加圧切板が格子型切断の刃の外側傾斜面に沿って互いに間が広がるように誘導することによって収納工程までを自動化することができる」旨が記載されている。このような発明の詳細な説明の記載を通じて把握される本件第1項発明に特有な解決手段が基礎とする技術思想の核心は「切断されたそれぞれの積層海苔が下降してガイドケースの下部に固定配置されている格子型部品の外側傾斜面に沿って互いに間が広がるように誘導」するところにある。

原審判示の先出願原告案は本件特許発明の出願当時に公知となっていた技術ではなく、その他に上記のような技術思想の核心が本件特許発明の出願当時に公知であったと認定するほどの事情は認められない。そして発明の詳細な説明に構成要素6(ガイドケース)が加圧切板の昇降作動を安定的に案内すると記載されているが、このような機能は加圧切板の昇降作動を安定的に案内することを通して本件第1項発明の技術思想の核心を実現するのに寄与するという程度であって、本件第1項発明に特有な解決手段に基づく技術思想の核心と把握することはできない。

確認対象発明も傾斜面を具備した「格子型ボックス」の構成によって「切断されたそれぞれの積層海苔が下降して格子型ボックスの外側傾斜面に沿って互いに間が広がるように誘導」している。従って、確認対象発明は上記のような各構成の差にもかかわらず、技術思想の核心において本件第1項発明と同じであるので課題の解決原理は同一である。

コメント

均等範囲の認定要件と関連して、現在の韓国大法院は確認対象発明(侵害品)に特許発明の特許範囲に記載された構成のうち変更された部分がある場合でも、①特許発明と課題の解決原理が同一で、②特許発明と実質的に同じ作用効果を示し、③そのように変更することが通常の技術者であれば誰でも簡単に考え出すことができる程度であれば、特別な事情がない限り、確認対象発明は特許発明の特許請求範囲に記載された構成と均等関係にあるという法理を判示している

特に、均等範囲の認定要件のうち「課題の解決原理の同一性」に対する判断方法については、大法院が2009年に大法院判決(大法院2009年6月25日言渡し2007フ3806)を示して以降、実務で扱われながら、判例を通してその意味と判断方法が次第に具体化されてきた。

本判決は、特許発明の課題の解決原理を把握するのにおいて、発明の詳細な説明の記載だけでなく出願当時の公知技術までを参酌することで、先行技術全体との関係において特許発明が技術の発展に寄与した程度に応じて特許発明の課題の解決原理を広くも狭くも把握することができるという判断基準を具体化している。このことは、たとえば公知技術との関係で特許発明が大きく進歩した技術であればその均等範囲も広く認められるという判断基準を提示したという点で意味があると言えよう。

一方、本判決の判断基準において、第三者が発明の詳細な説明の記載を信頼して、発明の詳細な説明から把握できる技術思想の核心を利用していない場合に、もし置き換えられた技術思想の核心に基づき課題の解決原理が同じであると判断されるようになれば、第三者に予測できない損害を及ぼすおそれがあることが憂慮される。これに鑑みて、本判決は、「発明の詳細な説明に記載されていない公知技術」を根拠として、発明の詳細な説明から把握される技術思想の核心を除きながら他の技術思想を技術思想の核心とするよう置き換えることを禁じているという点でも意味がある。

今後も、韓国において、均等範囲の認定要件に対する判断基準は、研究を繰り返しながら次第に具体化され固まっていくものと思われる。権利範囲の属否判断(侵害の成否判断)の際には、均等関係に対する判断についても、判例に照らし慎重に判断する必要があるであろう。

デザイン権者が侵害製品製造者と取引先に警告状を発送した行為が不法行為に該当すると判断した事例

弁護士 金元、弁理士 許湧

特許法院は、原告が公信力のある機関からのデザイン権侵害の有無の確認もせず、侵害製品製造者である被告とホームショッピング販売業者である被告の取引先などを相手取り、被告が原告の本件登録デザイン権を侵害したと断定して被告の製品の製造、販売を差止める内容の警告状を発送し、実施されていたホームショッピング放送がこれにより中断された事実関係などが認められた事案で、このような原告の行為は不法行為を構成すると判断した(特許法院2018.10.26.言渡し2017ナ2424)。

特許法院の判断

1. 事実関係

- (1)原告は、円型真空容器の生産及びホームショッピング等を通じた販売の業に従事し、2件のデザイン権を保有していた。2014年11月、円型真空容器の生産及びホームショッピング等を通じた販売の業に従事する被告に「被告製品を生産、販売する行為及び被告の取引先で被告製品を広告、販売する行為は原告のデザイン権を侵害する行為である。被告製品の生産、販売、広告など、一切の行為を禁止することを要求する。これに応じない場合、民・刑事上の全ての措置を取る用意がある」という内容の内容証明通告書を発送し、被告が生産した製品を販売するホームショッピングなどの業に従事する被告の複数の取引先にも類似の趣旨の内容証明通告書を発送した。これに対し、被告の取引先のうちの一部は原告と被告間の紛争終了時まで被告製品の販売を中断する措置を取ったり、被告との物品供給契約を解約する措置を取った。それ以降も原告は被告に2回目の内容証明通告書を発送し、他の被告の取引先にも内容証明通告書を発送した。
- (2)原告は被告の取引先に被告製品はデザイン権を侵害した製品という内容のショートメッセージを送ったり、直接訪問して内容証明通告書を見せたりもした。
- (3)被告は2015年5月、原告を相手取り被告製品が原告の2件中、1件のデザイン権の権利範囲に属さないという消極的権利範囲確認審判を請求し、2016年3月認容審決が確定した。
- (4)被告は2015年5月、原告を相手取り2件のデザイン権に対する無効審判を請求し、2016年6月、1件は有効に、他の1件は無効が確定した。
- (5)原告は2015年6月、被告を相手取りデザイン権の侵害及び不正競争防止法に基づいた差止め請求及び損害賠償請求の訴(本訴)を請求し、被告は反訴として原告の警告状発送行為は不法行為を構成するという理由で損害賠償請求を提起した。
- (6)特許法院は原告の本訴請求を棄却し、被告の反訴請求を一部認容する判決を言渡した。

2. 反訴判決の内容

本件の内容証明通告書のような警告状を発送する行為は司法的救済手続きを先取または、迂回する目的から成り立つ自力救済の性格を持つもので、法的制度を通じた紛争解決という法治主義の理念を損なう憂慮が大きく、登録デザイン権者がこのような警告状を発送する時には非常に慎重に検討する必要がある。

また、デザイン権などの侵害疑いの製品の場合、その生産者の他にその生産者の取引先などに対してまで侵害疑い製品の販売、広告などに対する警告などをする時は、それにより生産者の営業上の信用を損なう憂慮が大きいため、生産者に対して警告をする時よりも、侵害有無の判断に細心の注意をより一層、払う必要がある。

原告が被告に対し被告製品の生産、販売を差止める仮処分を求めるなど、司法的救済手続きを取らず、直ちに被告及び被告の取引先などに、1回目及び2回目の内容証明通告書などを発送したり告知する一連の行為は正当な権利行使から外れ、故意または過失により違法に被告の営業活動を妨害したもとして民法第750条の不法行為に該当すると見るのが妥当で、このような原告の不法行為により被告が売上額の減少及び業務上の信用毀損などの損害を被ったことが認められるため、原告は被告にこの損害を賠償する責任がある。

コメント

特許権やデザイン権侵害のような知識財産権紛争の初期段階に警告状を送ることは珍しくはない。警告状の発送後、侵害行為が中断される事もあり、交渉が進み訴訟にまで至らず早期に解決されることもあり、相手側の故意侵害を判断することにおいて、故意認定の基礎になり得る。

本件では、侵害製品を製造する相手側だけでなく、その取引先に対しても警告状を発送したという点とその他の様々な事実関係が加わった事案で、特許法院が不法行為という判断を下した件であるが、下級審判決で具体的な事実関係の下での判決であるため、警告状発送が不法行為に該当する場合は今後、法院の判決例が蓄積されることにより、もう少し明らかになるとと思われる。実務的には、警告状の発送が必要な場合は事前の検討事項、対象選定、警告状の文面や発送する方法などについて、法律の専門家と相談することが望ましいものと思われる。

「OKETANI」「오케타니」は登録無効、 ならば「桶谷」は？

弁理士 李峻瑞

韓国では漢字の読み方に「訓読み」は存在せず、ほぼ一つの音読みだけが存在し、日本語の漢字の読み方とは大きく異なるが、最近漢字からなる商標を効果的に保護するためにはどのような点に注意すべきかを示唆する判決が出された。

1. 「OKETANI」「오케타니」(「おけたに」のハングル)

「OKETANI」は男性にはやや馴染みのない日本語で単純な造語商標と認識されるかもしれないが、母乳授乳経験がある女性には「日本の助産婦により創案された母乳授乳関連乳房管理法」として広く知られている単語である。

最近、韓国の特許法院は「OKETANI」「오케타니」は商標として識別力があるとした特許審判院の審決を取消し、性質表示に該当して登録無効と判決した(特許法院2019.1.10.言渡し2018ホ5785/5792、大法院上告中)。

本件はまず2004年に韓国個人Aとその妻が「韓国オケタニ乳房管理法アカデミー」を設立して桶谷式乳房管理法を韓国で紹介

し、2012年に「産婦用マッサージ機、母乳パッド、母乳授乳用品販売斡旋業等」について「OKETANI」「오케타니」を商標登録した。その後Aは上記アカデミーを修了し乳房マッサージ業を運営する個人Bらに対し登録商標の使用差止を要求し、Bらは2017年に特許審判院に登録無効審判を請求した。

これについて特許審判院は2018年、登録商標の登録時点ではAとその妻の使用以外には他人の使用例は見出だせず、辞書を調べなければその意味がわからない点などを理由に登録無効に該当しないと判断した。しかし特許法院では、登録商標は少なくとも現時点では新聞記事及びインターネットブログ、掲示文等により商標ではなく特定の乳房管理法を指し示す単語として広く認識されているため特定人に独占させることは公益上望ましくなく、自他商品識別機能もないとして後発的無効に該当すると判示した。

つまり、2012年(登録決定時)当時は造語商標として識別力が認められたが、その後の2018年頃には識別力を喪失したということだ。とすれば、漢字「桶谷」はどうかだろうか。

2. 「桶谷」

日本語話者には漢字「桶谷」は訓読みの「オケタニ」と容易に呼称されるが、韓国では日本語とはまったく異なる呼称の「トンゴク」[桶=통(トン),谷=곡(ゴク)]とのみ呼称される。このため、特許審判院は2012年にすでに今回の特許法院の判決とは別に、「OKETANI」の漢字表記「桶谷」に対しては乳房マッサージ等と関連し識別力がないと判断していた(特許審判院2012.11.8.2011ウォン10123審決、確定)

つまり、今回の特許法院判決と上記審決を総合してみると、2012年度当時を基準としたとき、「桶谷」の韓国語式音読みである「トンゴク」はそれが含まれた「トンゴク式マッサージ」が広く使用されていたため商標として識別力がないが、日本語式訓読みである「OKETANI」は使用例を見出だせないため造語商標として識別力を有すると判断されたのである。このことから、漢字からなる商標や記述的標章の場合、日本語式の訓読み・音読みだけでなく、韓国語式音読みについても確認する必要があるといえる。

3. 「辛口」vs「KARAKUCHI」「가라구치」(「からくち」のハングル)

愛酒家ではなくてもよく知る単語「辛口」。韓国では酒類について「日本酒コリア」という法人の名義で2007年に登録されている。同社は漢字「甘口」や、その訓読みのハングル表記「아마구치(あまくち)」についても登録を有しているが、同社が出願した「KARAKUCHI」「가라구치(からくち)」は日本のある酒造メーカーの異議申立により拒絶決定となった。もし韓国のコンビニエンスストアで「辛口」や「甘口」と書かれた清酒をみつけたら、期待した味ではない可能性もある。

IP Newsletter